

給水管取替工事に係る不適切な事務処理について

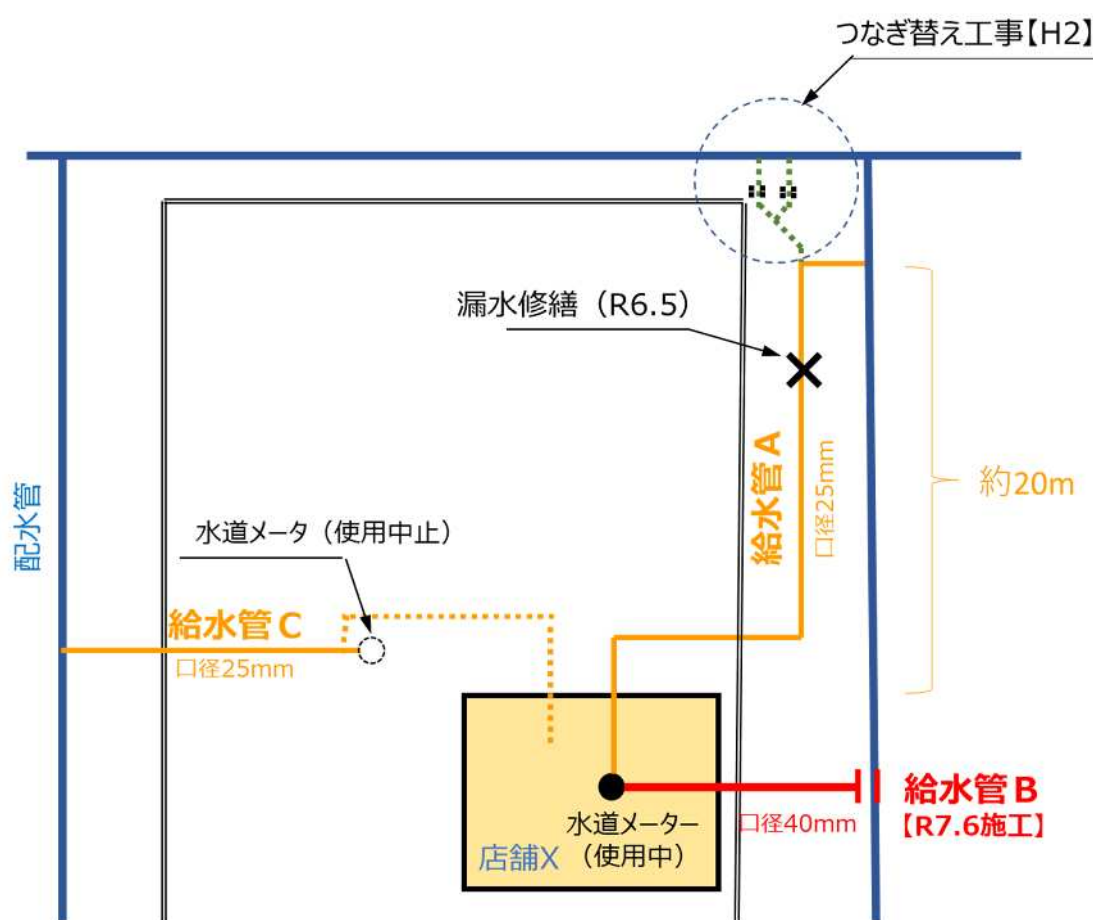
令和7年10月

大阪市水道局

第1 事案の概要

店舗Xで使用する口径 25 mmの給水管（塩化ビニル管）（図 1 の給水管 A のこと。以下「給水管 A」という。）について、維持管理上の目的で局都合による給水管の取替工事を実施する必要があるとして、店舗 X と実施時期を調整のうえ、令和 7 年 6 月下旬に、費用を局が負担する形で、口径 40mm の給水管（ポリエチレン管）（図 1 の給水管 B のこと。以下「給水管 B」という。）に取替をするための工事（以下「本件取替工事」という。）を実施した。

令和7年9月上旬より、本件取替工事に対し不適切な事務処理を指摘する情報を提供いただいたため、当局にて調査を実施することとした。



(図1 概要図)

第2 事案の経過

本件取替工事を実施した工務部南部水道センター（以下「南部水道センター」という。）によると、以下のとおりである。

令和6年5月21日

- ・ 給水管Aについて、道路部漏水が発生した旨の連絡を受ける
- ・ その際の調査で、店舗Xでメータを通過しない給水管（図1の給水管Cのこと。以下「給水管C」という。）を通じた水道水の使用が判明（なお、当該水道水の使用に係る料金等の請求に関しては、12ページからの「（参考）料金の請求等の対応について」を参照のこと）

令和6年6月上旬

- ・ 店舗Xから令和6年8月頃に店舗Xの建物の改装工事を予定している旨を伺う

令和6年8月21日

- ・ 店舗Xから改装工事が令和7年1月に延期となった旨を伺う
→その後も、改装工事の実施時期が遅れていくなかで工事のタイミングを見計らってきたところ、令和7年4月に建築工事が本格的に進んでいることを認識

令和7年4月4日

- ・ 給水管Aについて、維持管理上支障となるため、局費用で店舗Xの敷地近くの配水管から引込む形で給水管の取替をすることを店舗Xに説明
- ・ 店舗Xの建替計画で、メータ以降の内部配管が口径40mmとなっていることを確認

令和7年5月9日

- ・ 店舗Xの建築工事にあわせて取替工事を実施するのが合理的と判断し、給水管工事業者に工程調整を指示

令和7年6月27日

- ・ 局費用負担で本件取替工事（給水管A（口径25mm）→給水管B（口径40mm））を実施

第3 調査事項

本事案において、事務が適切に行われたかについて疑義があるのは、以下の2点である。

- (1) 給水管Aについて、維持管理上必要なものとして、費用を局が負担する形で本件取替工事を実施したこと
- (2) 本件取替工事にあたって、40 mmに増口径したこと

そのため、上記(1)及び(2)に関し、当該対応をとるにあたっての関係者の認識及び当該対応が局のルールや運用に沿ったものであったかを調査することとした。

第4 調査方法

本件取替工事の実施検討に係る局職員へのヒアリング、関係規程、局マニュアル及び局運用の確認、局内他事例での対応状況の確認により調査を行った。

(関係する局職員へのヒアリング調査の実施状況)

対象人数 局職員 8 名

調査時期 令和7年9月中旬

調査方法 対面での聴取

第5 調査結果

1 本事案の対応者について

局都合で実施する取替工事は、当該工事を実施する水道センター所長の決裁を経た請負工事施工指示書により、局から工事業者に対し工事実施の依頼を行っている。

本件取替工事に係る請負工事施工指示書についても、決裁欄に南部水道センター所長の捺印があることを確認した。

ただし、工務部南部水道センター所長(以下「所長」という。)は、令和7年4月1日付け人事異動で着任し、本事案は令和6年度からの継続案件であったことから、本件取替工事の実施に係る店舗Xとの協議等については一義的に工務部南部水道センター副所長(以下「副所長」という。)及び担当係長に引き続き担ってもらっていたとのことであった。

以上により、本事案に関して、副所長と担当係長の二人で実務的には対応していた。

2 給水管Aについて、維持管理上必要なものとして、費用を局が負担する形で取替工事を実施したこと

(1) 対応者の認識

ア 副所長

- ・ 給水装置整備工事施行要綱(昭和52年1月20日局長決。以下「施行要綱」という。)において、「道路内で漏水し、維持管理上問題のある経年給水管(鉛

管・塩化ビニル管)」や「既設配水管に平行して布設されている給水管を当該配水管に接合替することにより、整備、改良できる給水装置」については、原則として局の費用負担で取り替える旨定められている

- ・ 給水管 A は、配水管に平行する形で約 20m もの長い区間埋設されているという市内ではほとんど見られない形態となっており、昭和 35 年に布設された古い塩化ビニル管がそのまま使用されており、特殊な状態であった
- ・ 令和 6 年 5 月には道路部で漏水も発生し、維持管理上のリスクを抱えたものとなっていたことから、施行要綱の要件に該当するものとして、局費用負担で工事を実施することとした

イ 担当係長

- ・ 現場状況から、維持管理のための局都合の工事に該当すると考えた

(2) 局のルール

- ・ 大阪市水道事業給水条例（昭和 33 年大阪市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 17 条第 5 項において、給水管等の給水装置に異常があるときに修繕その他必要な処置に要した費用は、原則として当該給水装置の所有者又は使用者が負担することとしている一方で、局長が特別の事由があると認めるときは、例外として局が負担することとしている

（給水装置の管理）

第 17 条 使用者又は所有者は、善良な管理者の注意をもつて給水装置を管理しなければならない。

2 使用者又は所有者は、水質に異常があると認めるときは、直ちに市に届け出なければならない。

3 使用者又は所有者は、給水装置に異常があると認めるときは、直ちに市又は指定給水装置工事業業者に修繕その他必要な処置を申し込まなければならない。

4 局長が必要と認めるときは、第 2 項の届出又は前項の申込みがなくても修繕その他必要な処置をすることができる。

5 前 2 項の修繕その他必要な処置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、局長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- ・ 施行要綱では、「局長が特別の事由があると認めるとき」として、にごり水、出水不良又は漏水の解消等を図り、給水の円滑化及び給水装置の維持管理並びに市民サービスの向上を図ることを目的とした既設給水装置の整備、改良について、原則として局の費用負担で実施することとしている

- ・ その対象となる給水装置(配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。以下同じ。)として、「既設配水管に平行して布設されている給水管を当該配水管に接合替することにより、整備、改良できる給水装置」や「道路内で漏水し、維持管理上問題のある経年給水管(鉛管・塩化ビニル管)を修繕工事後に、水道用ポリエチレン二層管に布設替することにより整備、改良できる給水装置」等を挙げている

1 目的

本要綱は、既設給水装置を整備・改良することにより、にがり水、出水不良又は漏水の解消等を図り、給水の円滑化及び給水装置の維持管理並びに市民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 対象

(1) 給水管整備

ア 既設配水管に平行して布設されている給水管を当該配水管に接合替することにより、整備、改良できる給水装置。

(7) 経年給水管整備

ア 道路内で漏水し、維持管理上問題のある経年給水管(鉛管・塩化ビニル管)を修繕工事後に、水道用ポリエチレン二層管に布設替することにより整備、改良できる給水装置。

4 費用

この工事に関する費用は、原則として局負担とする。

(3) 当事者以外の評価

- ・ 施行要綱の所管課によると、給水管Aは施行要綱に定める局負担による工事の対象となる給水装置に該当するとのことであった。
- ・ 対応者から当該対応にすると聞いた部下職員によると、本事案は40mmへの増口径を除いては、局費用負担で工事を実施することに違和感はなかったとのことであった

(4) 局での実例

- ・ 本件のような、配水管に平行する形で約20mもの長い区間埋設されている給水管で、かつ塩化ビニル管の単独栓のものは、ほとんど存在していない(店舗Xが所在する行政区において、このような状態にある給水管は他に1件のみ)
- ・ 直近3年において、本件のような、配水管に平行する形で約20mもの長い区間

埋設されている給水管について、局費用負担で取替工事を実施した事例は、鉛管と塩化ビニル管を含む連帯栓について実施した事例がある

3 本件引込替工事にあたって、給水管 B を 40 mm に増口径したことについて

(1) 対応者の認識

ア 副所長

- ・ 令和 6 年 6 月 4 日に、担当係長と、当該地における給水装置工事図面（昭和 35 年設置当初のもの及び平成 2 年度のつなぎ替え工事時のもの）を見ながら、昭和 35 年設置当初には配水管の接続部において口径 25mm で 2 本分岐されていたのを確認した
- ・ 給水装置はお客さまの費用をもって設置されることから、これまでも、局の維持管理を目的に道路部で改造を加える場合には、既設の状況を最大限配慮するものと考えてきたところであり、本件も同じ考え方に沿って対応した
- ・ 給水管 A は、平成 2 年度に布設位置の東側の道路に 100 mm の配水本管が埋設された際に局が行ったつなぎ替え工事において口径 25 mm で 2 本分岐されていたものが 25 mm 1 本での取替とされており、平成 2 年度当時から、分岐部が 2 栓引きの場合には 40 mm に増口径するとの局の規定があったものと自身の業務経験から考えたことから、平成 2 年度の工事が既設の状況を配慮しないまま行われたものと思った
- ・ このため、今後の店舗 X との交渉のなかで、過去の権利を主張された場合のことを考え昭和 35 年当初布設時の図面を口径判断の根拠として使用した

イ 担当係長

- ・ 図面で、以前は分岐部が 2 栓引きの状態であったことを確認した
- ・ 給水管はお客さまの財産であり、局都合で整備等を行う際にそれを減耗するようなことは決して行うべきではないとこれまで教えられてきた
- ・ 局ルールを確認したものではないが、お客さま費用で布設した、口径 25 mm で 2 本分岐されている給水管を局都合で取り替える際は、お客さまが明確に断らない限りは口径 40 mm に増口径するものであると教えられてきた
- ・ 平成 2 年度のつなぎ替え後の図面を見たとき、局で勝手にお客さまの財産を棄損したのではないかと思った
- ・ また、これまでも修繕計画の作成にあたって過去図面までさかのぼって検討はしてきており、本件は店舗 X の西側に不明給水管である給水管 C があったことから、他にも想定外の配管がされていないか十分に検証する必要があったため、過去図面までさかのぼり、念入りに確認した
- ・ その結果、昭和 35 年当初の布設状況と平成 2 年度の布設状況から、平成 2 年

度のつなぎ替え工事の時点で 40mm の給水管を局費用で布設しなければならないのにできておらず、今回の局都合の取替であるべき状態にすべきと思った

(2) 局のルール

ア 40 mmへの増口径

- ・ 施行要綱の施行に必要な実施細目として定められている給水装置整備工事施行要綱の実施細目（昭和 52 年 5 月 26 日部長決。以下「実施細目」という。）では、施行要綱で定める局費用で実施するとされる給水装置工事のうち、給水管整備や経年給水管整備について、取替後の口径を既設給水管口径と定めている

3 施工方法

（１）給水管整備

ア 単独給水装置を整備工事する場合の給水管口径は、既設給水管口径とし、最小口径は 25mmとする。

（７）経年給水管整備

イ 布設替えする給水管口径は既設給水管口径とし、最小口径は 25mmとする。

イ 40 mmへの増口径（２本分岐の場合）

- ・ 給水装置改良工事の設計等をするにあたっての手引きである「給水装置改良工事【単価契約】の設計積算・施工手引」では、２本分岐している給水管の取替について、「２線引（30 mm）は、原則として 40 mmで接合する。」とされている
- ・ 一方で、合流後も口径が 25 mmの場合については、取替後の給水管の口径をどうするかについては明確に定められていない

ウ 過去の布設状況を取替後の給水管の口径判断の根拠とすること

- ・ 取替後の給水管の口径を検討するにあたって、どの時点の布設状況を根拠にするかについては特に定めがない

(3) 対応者以外の評価

ア 40 mmへの増口径

- ・ 実施細目の所管課によると、実施細目で定める通りとの認識であった

イ 40 mmへの増口径（２本分岐の場合）

- ・ 「給水装置改良工事【単価契約】の設計積算・施工手引」の所管課によると、

- 「2線引(30mm)は、原則として40mmで接合する。」は、配水管の接合部が口径25mmで2本分岐の給水管について、合流後の口径が30mmを超えているものは、口径40mmの給水管に取替をすることを指しているとのことであった
- ・ そのため、合流後も口径が25mmの場合については、現地の状況にもよるが、特段の支障がない限りは口径25mmで取替するものとのことであった

ウ 過去の布設状況を取替後の給水管の口径判断の根拠とすること

- ・ 対応者から、本件について過去の図面を根拠に判断したと聞いた部下職員は、過去の布設状況を根拠に局費用負担で増口径をして取替をする事例を経験したことがなく、通常ではとらない対応と感じたとのことであった

(4) 局での事例

ア 40mmへの増口径(2本分岐の場合)

- ・ 直近3年において、2線引(30mm)を40mmで増口径して取替をしている事例はあるが、本件のような、現在25mmで接合しているものを、過去に分岐部のみ2線引であったことを理由に、同要綱の2(1)アの給水管整備又は2(7)アの経年給水管整備として局費用負担で増口径した事例はなかった

イ 過去の布設状況を取替後の給水管の口径判断の根拠とすること

- ・ 他の水道センターにおいて、給水管の所有者又は使用者との協議の中で相手から過去の布設状況を主張された場合には確認することもあるが、通常は現在の布設状況しか確認しないとのことであった

第6 評価

本事案における対応について、第5の調査結果を踏まえ、以下のとおり評価した。

1 給水管Aについて、維持管理上必要なものとして、費用を局が負担する形で取替工事を実施したこと

<評価>

- ・ 本件における店舗Xへの給水管布設状況(平成2年度のつなぎ替え工事後)が、配水管に平行する形で約20mも埋設されていることから、施行要綱の第2(1)アに該当する給水装置として給水管整備工事の対象になり、同要綱に従って局費用負担で取替工事を実施するとした対応は適切であった
- ・ また、当該給水管が塩化ビニル管であり、令和6年6月に道路下で漏水が発生したことを踏まえると、施行要綱の第2(7)アに該当する給水装置として給水管整備工事の対象になり、同要綱に従って局費用負担で取替工事を実施するとし

た対応も適切であった

2 本件取替工事にあたって、40 mmの給水管に増口径したこと

<評価>

- ・ まず、本件増口径の判断にあたって現時点（平成2年度のつなぎ替え工事後）の給水管の布設状況ではなく昭和35年当初の布設状況を根拠にしたことは、局の明文化されたルールで禁止されたものではない
- ・ しかしながら、他の水道センターにおいて、過去の布設状況を根拠に増口径を判断したといった事例は確認できなかった
- ・ 現時点の布設状況が30年以上継続していることからして、局都合の整備により給水管の取替工事を実施するにあたっては、現時点の布設状況を参照するのが自然であると言える
- ・ 仮に、本件の現場状況や平成2年度のつなぎ替え工事後の布設状況の是正という側面等、過去の図面を根拠に判断しなければならない事情があったとしても、そのような対応が局のルール上可能かどうかを、上司である水道センター統括担当部長や、制度所管課に相談すべきであった
- ・ また、当事者は、過去の布設状況を根拠に、40 mmに増口径するものと判断したが、仮に本件で過去の布設状況を根拠とすることが認められるとしても、配水管との接続部が25 mmで2本分岐の給水管で合流後も25 mmのものを局都合で整備する場合の取扱いが定められていないものの、実施細目の規定からして既設給水管と同等の口径で取替をすることが基本ルールであると推測されることから、一義的には2分岐合流後の口径である25 mmと同口径での取替とすべきであり、40 mmの増口径をするにあたっては、上司である水道センター統括担当部長や、制度所管課に相談すべきであった
- ・ 以上により、本件対応は、法令や明文化されたルールに明確に違反するようなものではないが、局の通常の対応として、令和7年4月4日の店舗Xの説明の時点で、現時点（平成2年度のつなぎ替え工事後）の布設状況を参照し、局の維持管理上の理由で局費用負担により口径25 mmの給水管に取り替えることを店舗Xに説明すべきであったものであり、店舗Xの建替え後の内部配管が口径40 mmとなっていることを確認した時点で口径40 mmの給水管に取り替える場合は店舗Xの費用負担にて実施することになる旨を説明すべきであったにもかかわらず、局費用で40 mmに増口径しての取替をしたことから、不適切な事務であったと評価される

< 原因 >

- ・ 本不適切な事務は、対応者が、平成 2 年度のつなぎ替え工事において、40 mm の給水管に取り替えていなかった状態を是正する必要があるという認識を持ったうえで、副所長においては、店舗 X との本件取替工事に係る協議を先読みしたうえで、自身の思い込みにより、担当係長においては、自身がこれまで受けてきた指導や業務経験により、どちらも局の関係規程上のルールの確認や、上司への相談、制度所管課への確認をすることなく、本件のような対応が認められているものとルールを誤認したことによって生じたものである
- ・ ただし、「給水管 A が、配水管に平行する形で約 20m もの長い区間埋設されている塩化ビニル管の単独栓であること」、「昭和 35 年当初の布設状況が、2 分岐合流後も長い区間にわたって口径 25 mm となっていたこと」、「平成 2 年度のつなぎ替え工事の際に、配水管に平行する形で約 20m もの長い区間埋設されている状態が解消されていなかった」等、特殊な状態になっていた
- ・ こういった特殊な状態への対応を判断するにあたって、局の関係規程では、例えば 2 分岐合流後も口径 25 mm となっている場合の取扱いについて明確に記載されていないなど、本件の不適切な事務処理を防ぐための局ルールが明確に定められていたとは言い難い
- ・ また、一つの要綱に紐づく細目や基準が複数あるなど、どの規程にこういった内容が記載されているか把握しづらい状態であることも含め、規程に定められているルールが複雑で体系化されていないことも本不適切な事務の発生の要因になったと評価せざるを得ない
- ・ なお、所長や対応者によると、本件対応に際して、（参考）にある料金等の請求に係る店舗 X との交渉の影響や、第三者による問い合わせや介入はなかったとのことであった

第 7 再発防止策

本事案は、配水管に平行する形で長い区間埋設されている塩化ビニル製の給水管であり、かつ、過去に口径 25 mm で 2 本分岐されていたものを 1 本分岐につなぎ替えされていた経過があるといった特殊なケースにおいて、

- 1 職員が、自身の思い込みにより関係規程に定めるルールを誤認していたこと
- 2 職員が、店舗 X との協議を先読みする中で、現時点のものではなく、過去の給水管布設状況を根拠に、増口径の判断をしたこと
- 3 関係規程に定めるルールが複雑で体系化されておらず、従事職員が容易に確認できない状態であること

が原因であったと考えられる。

これらの課題を解消すべく、次のとおり再発防止策を講じる。

- 重要管理ポイントの設定・制度所管課によるダブルチェック体制の構築
意思決定する際にルールを確認を徹底するため、重要管理ポイントを設定・運用するとともに、給水管整備工事において、特殊なケース（鉛給水管の布設替等を除く）の施工指示をする場合は、制度所管課がダブルチェックを行う体制を構築する。
- 関係規程を再編し体系化
従事職員が抜けなくルールを確認し、適切に運用できるよう、関係規程を再編し体系化するとともに、ルール確認の重要性や公金支出の重要性の認識について周知・徹底する。

第8 総評

外部からの情報提供を受け、本事案における対応を調査したところ、

- ・ 給水管 A が配水管に平行する形で約 20m もの長い区間埋設されている
- ・ 給水管 A が塩化ビニル管であり、令和 6 年 5 月に道路部で漏水が発生した

ことから、局費用負担で取替工事を実施すること自体は、施行要綱に沿った適切な対応であったと評価される。

一方で、実施細目の規定から、局費用で給水管取替を実施する際は、既設給水管と同等の口径で取り替えることが基本ルールであると推測される中、本件では、局費用で給水管 A の取替を実施するにあたって、平成 2 年度以降布設されている給水管と同口径（25 mm）での取替であれば局ルールに適合した適切な対応であったが、平成 2 年より前の給水管の布設状況から 40 mm に増口径をしたことは、局の通常の運用とは異なる対応をした点で不適切な事務処理であったと評価される。

本件不適切な事務処理については、局のルールを正しく理解したうえで故意に不適切事務を行っていたとは認められなかったが、対応者が自らの思い込みにより局のルールを誤認していた点に加え、局のルールや運用を定める規程自体も複雑で体系化されておらず、従事職員が容易に確認できない状態になっていた点も原因となっている。

本事案は、市政及び当局運営に対する市民の皆様の信頼を失墜させるものであり、お詫び申し上げるとともに、本事案の発生原因を踏まえて講じる再発防止策を着実に実施し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいる。

(参考) 料金の請求等の対応について

1 概要

店舗Xにおいて、給水条例に規定する市(当局)の検査を受けず、当局が使用を把握していない水道管である給水管Cを通じて給水を受けていたことが判明したため、当該対象者に対し給水条例第40条第3号の「正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水装置を使用したとき」に係る過料(5万円)を科すとともに、当局が水の使用を把握していなかった期間の水道料金等を請求した。

2 経過

令和6年5月21日

- ・ 給水管Aについて、道路部漏水が発生した旨の連絡を受ける
- ・ その際の調査で、店舗Xでメータを通過しない給水管Cを通じた水道水の使用が判明

令和6年6月4日

- ・ 店舗Xへの立ち入り調査を実施し、一部の水栓でメータを通過していないことが判明

令和6年6月12日

- ・ 店舗Xによる、給水管Cを通じた水道水が使用できないようにするための是正工事が完了

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 以降、債務承認及び給水管Cを通じた水量の算定等に係る店舗Xとの協議及び資料等のやり取りを実施 |
|--|

令和7年6月6日

- ・ 給水条例第40条第3号に該当するものとして、同条例第41条第1項に基づく過料処分に係る給水条例違反通知書等を店舗Xに送付
既に納付済み

令和7年6月27日

- ・ 給水管Cを通じた水に対する料金にかかる協議調整終了

3 対応の内容

(1) 給水管Cを通じた水に対する料金

- ・ 少なくとも平成 20 年以降、給水管Cを通じた、メータを通過しない水道水が使用されている状態であった
- ・ 上記の水の使用に係る料金について、以下のとおり消滅時効が完成していない期間を請求期間として、給水管Cを通じた、メータを通過しない使用水量を、是正工事完了後の水量を基に認定したうえで請求した

請求期間：平成 26 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 10 年間分

(下水道使用料は令和元年 7 月から令和 6 年 6 月までの 5 年間分)

(2) ほ脱過料（ほ脱料金の 5 倍以下）

- ・ 店舗Xからは、給水管Cを通じた、メータを通過しない水道水が使用されている状態にあったことを知らなかったという事情説明を受けた
- ・ 店舗Xが当該状況にあることを知らなかったと説明している中で、店舗Xの故意性を示すような客観的証拠もなく、ほ脱過料処分を科すことは困難であることから、ほ脱過料処分を科さないこととした
- ・ 上記内容について、弁護士相談により確認した

(3) 給水条例第 40 条第 3 号に係る過料（5 万円）

- ・ 給水条例第 40 条第 3 号に係る過料処分は相手方の故意や過失の有無を問わず科すことができることから、5 万円の過料処分を科すこととした
- ・ 上記内容について、弁護士相談により確認した

4 その他

- ・ 本件料金ほ脱に関し、複数の市会議員から問い合わせがあり、上記 3 の内容等を説明した